

○市原市小中学校児童生徒フリースクール利用料補助金交付要綱

令和7年4月1日

告示第118号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市原市内の不登校児童生徒一人一人の状況に応じた教育機会を確保し、将来社会的自立ができるよう支援することを目的として、フリースクール利用料について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、市原市補助金等交付規則（昭和38年市原市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定する不登校児童生徒をいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。
- (3) フリースクール 民間団体が経営する不登校児童生徒に対する支援を主たる目的とした有償の施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市原市立小学校又は市原市立中学校に在籍し、フリースクールを利用する不登校児童生徒の保護者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、不登校児童生徒がフリースクールを利用する対価として支払われる費用として、補助対象者が現にフリースクールに支払ったものとする。

2 前項の補助対象経費は、月額により算定する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、補助対象不登校児童生徒ごとに、月額20,000円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市原市小中学校児童生徒フリースクール利

用料補助金交付申請書（別記第1号様式）に市原市小中学校児童生徒フリースクール利用料補助金に係る確認書（別記第2号様式）及び市長が別に定める書類等を添えて市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、市原市小中学校児童生徒フリースクール利用料補助金交付可否決定通知書（別記第3号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により審査をする際、不登校児童生徒が利用するフリースクールについて、次に掲げる要件に該当するかどうか審査するものとする。

- (1) 学校の課業時間内に不登校児童生徒に対し学習支援又は居場所の提供を行うこと。
- (2) 不登校児童生徒の状況及び指導経過を保護者に対し共有し、連携し、及び協力関係を構築することができること。
- (3) 不登校児童生徒が在籍する学校及び教育委員会と連携するとともに、視察に適宜応じること。
- (4) 不登校児童生徒に対する支援を主たる目的としていること。
- (5) 不登校児童生徒が在籍する学校において、施設での活動を校長が指導要録上の「出席扱い」としていること。
- (6) 保護者等に対して、ホームページ等を通じて運営状況や料金体系を明らかにするなど適切に情報提供を行っていること。
- (7) 施設運営者の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する者をいう。）のみを利用対象としていないこと。
- (8) 政治活動又は宗教活動を主たる目的として活動していないこと。
- (9) 施設の運営主体が暴力団（市原市暴力団排除条例（平成23年市原市条例第13号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (10) 施設の運営主体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）に該当する者がいないこと。
- (11) 本事業に必要な範囲で、市のヒアリングや現地確認を承諾すること。

（補助対象期間）

第8条 補助金交付の対象となる期間は、第6条の規定により申請した日（以下「申請日」という。）の属する月の1日から申請日の属する年度の末日までとする。

（申請内容の変更等）

第9条 第7条の規定により補助金交付の決定を受けた補助対象者（以下「補助決定者」という。）は、第6条の規定による申請の内容について変更が生じたときは、市原市小中学校児童生徒フリースクール利用料補助金変更交付申請書（別記第4号様式）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、交付決定通知書の記載事項に変更があるときは、補助決定者に通知するものとする。

3 補助決定者は、第3条に規定する者に該当しなくなったときは、市原市小中学校児童生徒フリースクール利用料補助金廃止届（別記第5号様式）により市長に届け出なければならない。

（実績報告及び補助金の請求）

第10条 補助決定者は、交付決定を受けた補助対象期間末日の翌月12日又は当該補助対象期間の属する年度の末日のいずれか早い日までに市原市小中学校児童生徒フリースクール利用料補助金実績報告書兼補助金交付請求書（別記第6号様式）に市長が別に定める書類を添えて、実績を報告しなければならない。ただし、交付決定を受けた補助対象期間を次の各号に掲げるフリースクール利用月の区分に従い分けて実績を報告する場合は、当該各号に定める日とすることができる。

(1) 4月から6月利用分にあつては、7月12日

(2) 7月から9月利用分にあつては、10月12日

(3) 10月から12月利用分にあつては、1月12日

(4) 1月から3月利用分にあつては、3月31日

（補助金の交付確定）

第11条 市長は、前条の規定により報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、市原市小中学校児童生徒フリースクール利用料補助金交付確定通知書（別記第7号様式）により補助決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金について、補助決定者があらかじめ指定した金融機関の口座に振り込む方法により交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の定めに違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金交付の決定を取り消したときは、市原市小中学校児童生徒フリースクール利用料補助金交付決定取消通知書（別記第8号様式）により、補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（委任）

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和7年6月6日告示第195号）

この告示は、公示の日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 6 条）

年 月 日

市原市小中学校児童生徒フリースクール利用料補助金交付申請書

（あて先）市原市長

申請者
（保護者）

住 所
フリガナ
氏 名
連絡先（電話番号）
メールアドレス
児童生徒との続柄

市原市

市原市小中学校児童生徒フリースクール利用料補助金交付要綱第 6 条の規定により下記のとおり
関係書類を添えて申請します。

記

1 申請に係る児童生徒

学 校 名	
氏名（学年）	（ 年生）

2 申請者の児童生徒が利用するフリースクールについて

フリースクール名	
住所	〒
電話番号	
利用開始日	年 月 日
申請年度利用予定期間	年 月 日～ 年 月 日
利用料見込額	月額 円

3 添付書類

- ☐ フリースクールの概要がわかる書類
- ☐ 市原市小中学校児童生徒フリースクール利用料補助金に係る確認書（第 2 号様式）
- ☐ その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条）

年 月 日

市原市小中学校児童生徒フリースクール利用料補助金に係る確認書

（あて先）市原市長

（提出者）

施設 所在地
運営者 名称
代表者
連絡先 担当者名 電話番号
メールアドレス

市原市小中学校児童生徒フリースクール利用料補助金交付要綱第6条における交付申請者（保護者）からの求めにより、下記のとおり、関係書類を添えて提出します。

記

1 施設の概要について

施設名称			施設責任者		
施設所在地				事業開始年	年
運営形態	☐ 法人（ ） ☐ 個人（ ）				
ホームページ	☐ あり ☐ なし	URL			
開所日	(月・火・水・木・金・土・日)		開所時間	(: ~ :)	
	上記により難い場合は、下記に詳細を記載			上記により難い場合は、下記に詳細を記載	
オンラインによる実施形態					
不登校児童生徒の支援を主たる目的として活動していることが確認できる資料					
☐ ホームページ（URL : ）					
☐ パンフレット等 ☐ 定款 ☐ その他（資料名 : ）					

2 児童生徒の利用状況について

児童生徒氏名		保護者氏名		入所 (予定) 年月	平成 令和		年		月
月額利用料 (税込)	☐ 月額制 円		☐ 月額制以外 円						
利用料金体系表等									
☐ ホームページ（URL : ）									
☐ パンフレット等 ☐ その他（資料名 : ）									

3 同意事項

- ☐ 不登校児童生徒の状況及び指導経過を保護者に対し共有し、連携し、及び協力関係を構築することに努めます。
- ☐ 不登校児童生徒が在籍する学校及び教育委員会との連携に努めるとともに、視察に適宜応じます。
- ☐ 不登校児童生徒に対する支援を主たる目的としています。
- ☐ 保護者等に対して、ホームページ等を通じて運営状況や料金体系を明らかにするなど適切に情報提供を行います。
- ☐ 本施設は、施設運営者の親族（民法第725条に規定する者）のみを利用対象としていません。
- ☐ 本施設は、政治活動又は宗教活動を主たる目的として活動していません。
- ☐ 本施設の運営主体は、暴力団（市原市暴力団排除条例（平成23年市原市条例第13号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではありません。
- ☐ 本施設の運営主体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）に該当する者はいません。
- ☐ 本事業に必要な範囲で、市のヒアリングや現地確認を承諾します。

第3号様式（第7条第1項）

市 第 号
年 月 日

（申請者住所）
（氏名） 様

市原市長

市原市小中学校児童生徒フリースクール利用料補助金交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった市原市小中学校児童生徒フリースクール利用料補助金交付について、下記のとおり決定したので、市原市小中学校児童生徒フリースクール利用料補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

- 1 フリースクール利用料補助金交付の可否 可 ・ 否
- 2 児童生徒氏名
- 3 補助金交付の対象期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 補助金交付の条件
申請に係る児童生徒が不登校児童生徒に該当し、在籍する学校において校長により指導要録上出席扱いとされていること。

第 4 号様式（第 9 条第 1 項）

年 月 日

市原市小中学校児童生徒フリースクール利用料補助金変更交付申請書

（あて先）市原市長

申請者
（保護者）

住 所
フリガナ
氏 名
連絡先（電話番号）

市原市

市原市小中学校児童生徒フリースクール利用料補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により下記のとおり申請します。

記

市原市小中学校児童生徒フリース クール利用料補助金交付可否決定 通知書の日付及び文書番号	年 月 日 市 第 号
児童生徒氏名	
変更内容	
変更を必要とする理由	

第 5 号様式（第 9 条第 3 項）

年 月 日

市原市小中学校児童生徒フリースクール利用料補助金廃止届

（あて先）市原市長

申請者
(保護者)

住 所
フリガナ
氏 名
連絡先(電話番号)

市原市

年 月 日付けで支給要件を満たさなくなりましたので市原市小中学校児童生徒フリースクール利用料補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により届け出ます。

記

市原市小中学校児童生徒フリース クール利用料補助金交付可否決定 通知書の日付及び文書番号	年 月 日 市 第 号
児童生徒氏名	
廃止の理由	

第6号様式 (第10条)

年 月 日

市原市小中学校児童生徒フリースクール利用料補助金実績報告書兼補助金交付請求書

(あて先) 市原市長

申請者
(保護者)

住所
フリガナ

市原市

氏 名

連絡先(電話番号)

市原市小中学校児童生徒フリースクール利用料補助金交付要綱第 10 条の規定により下記のとおり関係書類を添えて実績報告します。

記

1 児童生徒氏名

学 校 名	
氏名 (学年)	(年 生)

2 申請者の児童生徒が利用するフリースクールについて

フリースクール名	
住所	〒
本年度利用期間	年 月 日～ 年 月 日

3 フリースクール利用料の支払額及び請求額

[illegible]

4 補助金振込先口座

口座名義人 (カタカナで記入)		金融機関名						
		支店名						
預金種別	普通 当座	口座番号						

5 添付書類

- ☐ フリースクール利用料の支払いが確認できる資料（フリースクールが発行した領収書）
- ☐ その他市長が必要と認める書類

第 7 号様式（第 1 1 条第 1 項）

市 第 号
年 月 日

（申請者住所）
（氏名） 様

市原市長

市原市小中学校児童生徒フリースクール利用料補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった市原市小中学校児童生徒フリースクール利用料補助金交付について、下記のとおり交付確定したので、市原市小中学校児童生徒フリースクール利用料補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 児童生徒氏名
学校名及び学年 学校 年
- 2 確定金額 円（ 年 月～ 年 月分利用料）
- 3 支給日 年 月 日

第 8 号様式（第 1 2 条第 2 項）

市 第 号
年 月 日

（申請者住所）
（氏名） 様

市原市長

市原市小中学校児童生徒フリースクール利用料補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で申請のあった市原市小中学校児童生徒フリースクール利用料補助金交付については、下記のとおり取り消しますので、市原市小中学校児童生徒フリースクール利用料補助金交付要綱第 1 2 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 保護者の氏名
- 2 児童生徒氏名
学校名及び学年 学校 年
- 3 取消の理由

別記第1号様式（第6条）

第2号様式（第6条）

第3号様式（第7条第1項）

（令7告示195・一部改正）

第4号様式（第9条第1項）

第5号様式（第9条第3項）

第6号様式（第10条）

第7号様式（第11条第1項）

第8号様式（第12条第2項）